

高鍋町告示第31号

令和4年第2回高鍋町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年5月17日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和4年5月23日（月）

2 場 所 高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

田中 義基君	永友 良和君
八代 輝幸君	松岡 信博君
青木 善明君	黒木 博行君
黒木 正建君	古川 誠君
中村 末子君	春成 勇君
日高 正則君	杉尾 浩一君
後藤 正弘君	緒方 直樹君

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

令和4年5月23日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号) [高鍋町
介護保険条例の一部改正について]
- 日程第4 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号) [高鍋町
税条例の一部改正について]
- 日程第5 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(専決第6号) [高鍋町
国民健康保険税条例の一部改正について]
- 日程第6 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(専決第7号) [令和3
年度高鍋町一般会計補正予算(第19号)]
- 日程第7 議案第36号 わかば保育園調理室等増築他大規模改修工事(建築主体工事)
請負変更契約について
- 日程第8 議案第37号 令和4年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号) [高鍋町
介護保険条例の一部改正について]
- 日程第4 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号) [高鍋町
税条例の一部改正について]
- 日程第5 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(専決第6号) [高鍋町
国民健康保険税条例の一部改正について]
- 日程第6 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(専決第7号) [令和3
年度高鍋町一般会計補正予算(第19号)]
- 日程第7 議案第36号 わかば保育園調理室等増築他大規模改修工事(建築主体工事)
請負変更契約について
- 日程第8 議案第37号 令和4年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
-

出席議員(13名)

1 番 田中 義基君
3 番 八代 輝幸君
6 番 青木 善明君
10番 古川 誠君
12番 春成 勇君
14番 杉尾 浩一君
16番 緒方 直樹君

2 番 永友 良和君
5 番 松岡 信博君
8 番 黒木 正建君
11番 中村 末子君
13番 日高 正則君
15番 後藤 正弘君

欠席議員（1名）

7 番 黒木 博行君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君 事務局長補佐 井戸川 隆君
議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君 教育長 …………… 島埜内 遵君
代表監査委員 …………… 森 弘道君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 …………… 野中 康弘君
財政経営課長 …………… 飯干 雄司君 建設管理課長 …………… 吉田 聖彦君
農業政策課長 …………… 濱本 明俊君 農業委員会事務局長 …… 杉 英樹君
地域政策課長 …………… 日高 茂利君
会計管理者兼会計課長 …………… 鳥井 和昭君
町民生活課長 …………… 鳥取 和弘君 健康保険課長 …………… 山下 美穂君
福祉課長 …………… 杉田 将也君 税務課長 …………… 宮越 信義君
上下水道課長 …………… 渡部 忠士君 教育総務課長 …………… 横山 英二君
社会教育課長 …………… 岩佐 康司君

午前10時00分開会

○議長（緒方 直樹） おはようございます。只今から令和4年第2回高鍋町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、青木善明君。

○議会運営委員会委員長（青木 善明君） おはようございます。議会運営委員会の報告を

いたします。

令和4年第2回臨時会の招集に伴いまして、先日5月18日水曜日、午前10時より、第3会議室におきまして議会運営委員1名欠席、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より総務課長、財政経営課長の2名が出席、議会事務局からは2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしました。

本日の臨時会に付議されました案件は、議案第32号（専決第4号）〔高鍋町介護保険条例の一部改正について〕、議案第33号（専決第5号）〔高鍋町税条例の一部改正について〕、議案第34号（専決第6号）〔高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について〕、議案第35号（専決第7号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第19号）〕、議案第36号わかば保育園調理室等増築他大規模改修工事（建築主体工事）請負変更契約について、議案第37号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）の計6件でございます。

それぞれの案件につきまして執行部より説明を受け、意見を求めましたが特になく、その後、議会事務局長より日程についての説明があり、会期につきましては、本日1日限りとすることで委員全員の意見の一致を見ましたので御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（緒方 直樹） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番、八代輝幸議員、5番、松岡信博議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（緒方 直樹） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、別記のとおり本日5月23日の1日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日5月23日の1日間に決定いたしました。

日程第3. 議案第32号

○議長（緒方 直樹） 日程第3、議案第32号専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）〔高鍋町介護保険条例の一部改正について〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） おはようございます。議案第32号（専決第4号）〔高鍋町介護保険条例の一部改正について〕、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免期間を令和5年3月31日まで延長するため、所要の改正を行うものでございます。

なお、本改正は令和4年1月1日から引き続き適用することから、地方自治法第179条第1項の規定により、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 議案第32号（専決第4号）〔高鍋町介護保険条例の一部改正について〕、詳細説明を申し上げます。

新旧対照表は、1ページになります。

新型コロナウイルス感染症対策として、介護保険料の減免の要件の緩和に伴い、令和2年第2回高鍋町議会定例会において、高鍋町介護保険条例の一部を改正する条例が可決制定されました。

令和3年度については、令和3年第2回定例会にて同条例の改正を専決承認頂いたところですが、引き続き令和4年度についても、これまでとほぼ同様の減免基準により財政支援が行われることから、令和4年度における減免の実施に当たり条例改正を行ったものでございます。

改正の内容でございますが、改め文の附則第10条第1項の規定による令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が定められている保険料の期間を、令和5年3月31日までに改め、期間を延長するものでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 以上で、説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） これは減免期間の延長ということでありまして、その減免期間について、もう少し延長できなかったものなのかどうなのかということがちょっと気になる所なんです、そのところはどのような説明を聞かれていますか、お伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 介護保険料の減免措置に対します国の財政支援措置が令和5年3月31日まで延長されたことによりまして、本町の条例も延長するものでございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第32号専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）〔高鍋町介護保険条例の一部改正について〕、賛成の立場で討論

を行いたいと思います。

賛成する理由として、先ほども説明がありました。このコロナ禍において、本当に疲弊している状況が住民にはあります。介護保険料についても減免制度、これは、本来ならずっと引き続いていただきたいと思うほど大変なものです。このための補填、しっかりと国がしていただく、そのことを要望して賛成といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで、討論を終わります。

これから議案第32号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第32号専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）〔高鍋町介護保険条例の一部改正について〕は、原案のとおり承認されました。

日程第4. 議案第33号

○議長（緒方 直樹） 日程第4、議案第33号専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）〔高鍋町税条例の一部改正について〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第33号（専決第5号）〔高鍋町税条例の一部改正について〕、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和4年度税制改正大綱に基づく地方税法等の一部を改正する法律において、固定資産税の課税標準の特例及び負担調整措置などに関する改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、同法律は令和4年3月31日に公布、同年4月1日から施行されており、税務事務に支障を来すことから、地方自治法第179条第1項の規定により、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 議案第33号（専決第5号）〔高鍋町税条例の一部改正について〕、詳細説明を申し上げます。

今回の改正は、令和4年度税制改正大綱に基づき、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、関係する条項を改正したものでございます。

まず、地方税法等の一部を改正する法律の概要についてでございますが、今回の改正は、現下の経済情勢等を踏まえ、商業地等に係る令和4年度分の固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、法人事業税の付加価値割における給与等の支給額が増加した場合の特例措

置の拡充等、個人住民税の住宅借入金特別税額控除の延長等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うものでございます。

次に、税条例の一部改正についてでございますが、今回の改正は、先ほどの地方税法等の一部を改正する法律のうち4月1日から適用される部分のみを改正、専決処分をしたものでございます。

改正の主なものとしたしましては、まず、固定資産税の課税標準の特例措置に関する改正で2点ございます。

新旧対照表の3ページを御覧ください。

中ほどになりますが、1点目が、附則第10条の2第2項の改正規定です。下水道除害施設に係る課税標準の軽減割合について、適用対象を令和4年4月1日以降に、新たに下水道が整理されたことにより、除害施設の設置事由が生じるものが、取得する者に限定した上で、課税標準の軽減割合を4分の3から5分の4に改めるもの。

2点目が4ページになります。こちらの中ほどになりますけれども、同条第24項の追加規定で、特定都市河川浸水被害対策法に規定する保留地の保全区域内の土地について、規定された年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から、3年度に限り固定資産税の課税標準を4分の3に軽減する制度を新たに創設するものでございます。

次に、新旧対照表の6ページを御覧ください。

附則第12条の改正規定で、固定資産税の負担調整措置に関する改正でございます。

固定資産税では、平成6年度の評価替えから、評価の均衡化、適正化を図るため、宅地の評価水準を全国一律に、地価公示価格等の7割をめどに行うことになりましたが、この改正の結果、一部地域においては評価額も税額も急激に上昇することとなり、納税者の負担も増えることとなったことから、課税標準額を徐々に評価額に近づけ、税負担がなだらかに上昇する負担調整措置が取り入れられております。

今回の改正では、この負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り商業地に係る課税標準額の上昇幅を現行の評価額の5%から2.5%に軽減するものでございます。

そのほか、法律改正に併せて項ずれ等の反映等を行っているところでございます。

施行期日は令和4年4月1日で、固定資産税に関する部分は令和4年度の固定資産税より適用となりますが、町内に今回の改正の対象となるような資産はございません。

以上で、説明を終わります。

○議長（緒方 直樹） 以上で、説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 担当部局の説明について、即、私、理解をできていない部分がありますので、そごがあったら申し訳ないですが、質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、当面、私が最初書いていたものを見ますと、説明資料の3ページにございます10条の2、この4分の3が5分の4とするということは、要するに固定資産税を安くし

ていただくということでもよろしいかと思うんですけども、それについて、どういったところを対象にしているのかというのがちょっと、先ほど商業地域とかいろんなあったんですけど、全体で決められているものなのかどうかということが一つです。

それと、下記に示されているただし書き、ただしの法416条第3項からと判断しているのかどうか、判断基準をお示し願いたいと思います。

また、私が質疑したことが正しいとすれば、手数料を徴収しないということになるのか、そこのところを具体的に答弁をしていただければありがたいなと思います。

説明資料の附則部分のところなんですけれども、先ほども4分の3から5分の4ということは聞きましたので、次行きます。

また、附則の20以下については、国の法改正に伴うと考えるんですけども、先ほどの説明では分かりづらかった部分があるんですが、具体的に今回、先ほど聞きました例えばページ4の河川浸水とか、もののより、いわゆる高鍋町では内水、関係町内にはないということだったんですけど。

例えば河川浸水というか、河川じゃないけれども、遊水地というのが内水対策ということで非常に高鍋町はあちこちに存在している部分があるんです、両方に。そういうところは対象地域とされないのかどうかという、それをちょっと確認させていただきたいと思うんです。

そういう地域については、この前も台風24号でかなり床下・床上浸水などが出てきましたけれども、そこについては、私はきちっと固定資産税というか、そういうものの中でも、そこはちょっと考えていく必要があるんじゃないかなと。

特に、ちょっとした浸水、要するにゲリラ豪雨でなくても、ほかの建物が建て込んだりとかして、常日頃から要するに何ミリの降雨があった場合には浸水していくという状況が出てくると、やはりそこも普通どおり路線価に対しての固定資産税ということになると、非常に何回も何回も同じ被害に遭われる方々からすれば、やはり非常に大変な部分があるんじゃないかなとちょっと思ったところなんですけど、いかがでしょうか。

それから、10条の3の9の部分です。(4)の熱損失と書いてあります。これは過失があるんですけど、それは自治体判断でいいということなのか、高鍋町にはないということ考えてよろしいのか、そこはどういうふうに考えたらいいか、例えば熱損失防止改修工事等が完了したということで、これは新築の部分になると思うんですけど、いかがですか、そこを説明していただけたらと思います。

先ほどの説明の中でちょっと気になったのは、下水道を4月1日以降に設置されたものについての固定資産税の割合というのを少し引き下げるみたいなことを説明されたんじゃないかなというふうに思うんですけども、その特例は、先ほど最後に説明がありましたけど、令和4年で町内にはないと、この該当する事案はないとおっしゃったんですけども。

私にしてみれば、該当する事案がないのであれば、正直な話言って、こうやって法改正

をするのは大変だなど、こっちも読み解いていかないといけないし、ああいう法律があったよねと思ったらうちは該当しないとか、どこからどこまでが該当して、どこからどこが該当しないのかというところをちゃんと私たちの頭の中にはきちんと入れておかないと、住民の皆さんが私なんかよりもよく法律を御存じの方とかがいらっしやって、時々法律の議論を仕掛けてこられる方がいらっしやるんです。

私なんか知らないもんだから、本当に申し訳ないなと思ったりするんですけども、例えば、東京都の方が土地を持っていらして、いきなりそういう質疑があったりすると私、戸惑ってしまうんです。だから、向こうのほうの法律と併せて、条例とかと併せてこちらでいろいろ聞かれても分からない部分もあるもんですから、そこを明確にどうなのかというのを、この税条例の一部改正についてはもうちょっと明確に示していただければありがたいなと思うんですが。

もう一つは、商業地帯についての判断で、これもないんですかね、高鍋町は。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） まず、第10条の2の、繰り返しになるかもしれませんが、下水道の除害施設の分になりますが、4分の3から5分の4に改める部分については、町内全域ではなくて、先ほども説明いたしましたとおり、令和4年4月1日以降に新たに下水道が供用を開始された区域において設置される除害施設となります。

先ほども言いましたが、令和4年4月1日以降に供用開始する下水道の区域というものがございませんので、高鍋町内には、ないので、今回は対象となる施設はないということでございます。

また、なぜ今回改正をするかということにつきましては、現地点ではないということでございますが、法律改正に併せて改正をしておかないと、いつ適用される条件が出てくるか分からないということもございますので、今回併せて改正をしております。

それと、これは第73条の3の手数料の件でよろしかったのでしょうか。

○11番（中村 末子君） はい、いいです。

○税務課長（宮越 信義君） こちらの改正につきましては、DV被害者等への対応を今回法律に明確化されたということございまして、DV被害者等への支援といたしまして、現在も町民生活課であったりとか関係する課において氏名を伏せたりとか、そういった対応を行っておりますけれども、今回、固定資産課税台帳の閲覧、記載事項証明書の交付の際にそういった配慮をするというところがただし書きで加えられたところでございます。

ですので、手数料等を徴収する、しないというものではございません。

続いて、第10条の2の第24項の追加規定につきましては、あくまでも貯留機能保全区域ということで指定をされた区域が対象となります。

こちらにつきましては、指定までは流域水害対策協議会等を設置をいたしまして、流域水害対策計画の策定、その後、県知事のほうで貯留機能保全区域の指定というような流れで指定をされますので、現在のところ高鍋町内にはそういった区域はないということござ

ざいます。

最後に、熱損失防止改修等工事ということでございますが、こちらのほうは省エネ改修ということで、窓、床、天井、壁の断熱性を高める改修を行った場合のみ税の軽減等が受けられるというものでございます。

以上でございます。

○11番（中村 末子君） それは、対象は。

○税務課長（宮越 信義君） 対象は、先ほど言いました改修をしたおうちが対象となります。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第33号専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）〔高鍋町税条例の一部改正について〕、賛成の立場で討論を行います。

先ほど質疑に対しても丁寧な答弁がございました。高鍋町には、これから下水道を供用するところは確かにございません。だけど、いろんな形できれいな水を河川に流すということについては、非常に下水道事業についても私は関心を持っています。

しかし、一方では、合併浄化槽などについても、高鍋町は補助金がございます。設置するときのみです。

また、そのようなことを考えたときに、私たちはいろんな内水対策における水の問題、いろんな問題を確かに知事の指定を受けなければならない。また、流域の水害対策委員会などを設けなければならないとか、いろんなことがあります。

しかし、これから先、いろんなことに対応をしていかなければならない、そして、固定資産税を減免する、免除する、そういうことについては関心を持って見ております。

そして、その説明の中で、私は非常にいいなと思ったんですが、DV被害者などが本当に周りに個人情報が出ない、そういうことがしっかりと対応策として出ているというのは、私はいいことだと思っております。

できれば、本当にみんなが幸せに暮らせる、そんなまちづくりができる第一歩に税条例がなればよいと思って賛成をいたしたいと思っております。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで、討論を終わります。

これから議案第33号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定すること

に賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第33号専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）〔高鍋町税条例の一部改正について〕は、原案のとおり承認されました。

日程第5. 議案第34号

- 議長（緒方 直樹） 日程第5、議案第34号専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）〔高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（黒木 敏之君） 議案第34号（専決第6号）〔高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について〕、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和4年度税制改正大綱に基づく地方税法施行令の一部改正する政令において、基礎課税額などに関わる課税限度額の引き上げが行われたことに伴い所要の改正を行うものでございます。

なお、同政令は、令和4年3月31日に公布、同年4月1日から施行されており、税務事務に支障を来すことから、地方自治法第179条第1項の規定により、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を行います。税務課長。
○税務課長（宮越 信義君） 議案第34号（専決第6号）〔高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について〕、詳細説明を申し上げます。

国民健康保険税の課税限度額については、これまで被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、付加限度超過額世帯割合が1.5%に近づくように段階的に引き上げられているところでございますが、今回の改正は、令和4年度税制改正大綱に基づき、保険税負担の公平を図る観点から、地方税法施行令等の一部が改正され、国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額が引き上げられたため、関係する条項を改正したものでございます。

新旧対照表の7ページを御覧ください。

改正の内容といたしましては、基礎課税額に係る課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円から20万円に引き上げるものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日で、令和4年度の保険税より適用となります。

以上で、説明を終わります。

- 議長（緒方 直樹） 以上で、説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） これをもし引き上げなかった場合は町の負担となるのか、そこだけ確認をさせていただきと思います。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 今回引き上げなかった場合との差額ということでよろしいですか。

○11番（中村 末子君） はい、いいです。

○税務課長（宮越 信義君） については、町の負担というふうになります。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） コロナ禍にあって、いろんな形で、なかなか住民の懐具合が疲弊してきているという状況もあります。また、年金なども引き下げられて、年金の世帯家族というのが、例えば国民年金の世帯であれば、生活保護基準以下なんです。

そういうことから考えたときに、本当にこういうことをしていいのかということが気になるところであるんですけど、そこはどのように考えてこの案件を提出されたのか、考え方だけお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 今回引き上げとなる方につきましては、あくまでも所得が高い方が対象でございます。

これまで同様、所得の低い方等について引き上げられるものではございませんので、先ほどの説明で申し上げましたが、付加限度超過額世帯割合が1.5%に近づくように、国のほうでも段階的に引き上げているというところがございますので、あくまでも高所得世帯が対象となるというふうに考えておりますので、今回引き上げによって約、年間3万円ほど上がるころについて上がりますけれども、御了解を頂きたいなというふうに思います。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） それでは、3万円ほど上がる世帯数は大体どれぐらいだと想定していらっしゃいますか、調べていらっしゃいますか。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） あくまでも令和3年度の賦課ベースでお答えさせていただきますが、医療分については28世帯、支援分については95世帯が対象となる予定でございます。重複の可能性もありますが、約、合計の、最大で123世帯が対象となります。全体の約4%ということになります。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第34号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第34号専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）〔高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について〕は、原案のとおり承認されました。

日程第6. 議案第35号

○議長（緒方 直樹） 日程第6、議案第35号専決処分の承認を求めることについて〔（専決第7号）令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第19号）〕を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第35号（専決第7号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第19号）〕について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の額が確定したことから、新型コロナウイルス感染症対応のための諸施策等について財源の更正を行ったものでございます。

なお、交付金の額の確定が令和4年第1回高鍋町議会定例会の閉会后となりましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、やむを得ず専決処分せざるを得なかったものでございます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金9,199万円を新型コロナウイルス感染症対応施策の財源として組入れ、財政調整基金繰入金2,730万2,000円を増額し、ふるさとづくり基金繰入金1億1,929万2,000円を減額する財源更正のみでございますので、歳入歳出予算総額に変更はございません。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 議案第35号（専決第7号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第19号）〕について、詳細説明を申し上げます。

今回の専決処分は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が確定したことに伴う財源更正に関するものでございます。

専決処分の内容についてでございますが、12月に3,192万6,000円の補正予算を計上いたしておりますが、その時点におきましては令和3年度分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の額が確定していなかったため、歳出への充当を行っておりません。今回の確定に伴い、交付金を充てる事業及び財政調整基金繰入金を充てる事業に、それぞれ財源更正を行ったものでございます。

補正の内容は、歳入におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を9,199万円、財政調整基金繰入金を2,730万2,000円増額し、ふるさとづくり基金繰入金を1億1,929万2,000円減額するものでございます。

歳出につきましては、財源更正のみでございますので、予算額の変更はございません。

なお、専決処分の日は令和4年3月31日でございます。

詳細説明は、以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 以上で、説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） なぜ3月31日ぎりぎりでの専決となったのか、具体的に答弁をお願いしたいと思います。

また、国庫支出金は出納閉鎖まで入ることを証明できる通達とかあるのかどうか。あれば、その通達書を提出していただきたいと思います。

国も借金をして支払っている部分もあり、なかなか大変な財政状況であると思いますので、地方は入ってくることを予想してこういった予算を出してきているわけです。だから、きちんと入ってこない、その財政運営に支障を来すというふうに思っておりますので、分かればお答え願いたいと思います。

また、歳入のふるさとづくり基金から財政調整基金とした理由は何なのかということですが、更正をした理由というのはあると思うんですけど、調整と更正は違いますので、どういった形で更正としたのかということ、そこを明確に答えていただきたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 3点についての御質疑だったと思いますが、まず、1点目につきまして、なぜ3月31日だったかということですが、会計年度独立の原則によりまして、歳入歳出につきましては3月31日までは動くことができますので、その確定する3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

2点目につきましては、国のほうからきちんとお金が入ってくるのかというような御質疑だったと思います。

地方自治法の235条の5に出納閉鎖という記載がございます。これを読ませていただきますと、「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもつて閉鎖する」、ということは、この5月31日までを出納閉鎖期間と通常呼んでおりますけれども、前会計年度、今は4年度ですから、今で言うと3年度中に確定した歳入の調定及び歳出の支出負担行為について、未収・未払いとなっている現金の出納上の整理を行うための期間として、この出納整理期間が設けられているわけでございます。

国からの交付金につきましても、当然、この自治法の規定に基づきまして5月31日までに歳入があるものと考えているところでございます。

それと、3点目でございます。ふるさとづくり基金、財政調整基金が増えたという点でよろしかったでしょうか。

○11番（中村 末子君） はい、いいです。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政調整基金につきましては、増えた理由でございますが、先ほど申しました12月に3,192万6,000円の補正予算を計上いたしております。このときの歳入、臨時交付金でございますけれども、まだ充当先とか全体金額も確定しておりませんので、一般財源として取り扱っております。

ということで、コロナ関係以外の事業にもこの3,192万6,000円が充たっていたわけございまして、今回の歳入の確定に伴いまして、そのコロナ以外に充てていた事業の一般財源、それもコロナのほうに持っていきますので、その歳入がございませんので、財政調整基金を繰り入れて充てるというような補正を行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに、11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今答弁がありました。コロナという、例えばふるさとづくり基金の中ではないと思うんです。だから、それは、やはり臨時的にというわけではないんですけれども、こうやってお金がどうだったのか、財政調整基金のほうから、そのほうを本当は充てていくべきでなかったかなと思うんですけど、それはどのように考えておられたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 本来であれば、一件一件この事業には財政調整基金は幾ら取り崩しますよ、それで充当してやっていくわけでございますけれども、この12月の補正の時点で、その額とかの確定はございません。

幾ら入るかもまだ確定していない段階で、一件一件に充てていくのは非常に手間がかかる、二度手間になるということで、今回の3年度の最後で正しく充当を行うというような処理を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第35号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第35号専決処分の承認を

求めることについて（専決第7号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第19号）〕は、原案のとおり承認されました。

日程第7. 議案第36号

○議長（緒方 直樹） 日程第7、議案第36号わかば保育園調理室等増築他大規模改修工事（建築主体工事）請負変更契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第36号わかば保育園調理室等増築他大規模改修工事（建築主体工事）請負変更契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、土間コンクリートの不陸整正及び天井の一部の撤去・新設を追加する必要が生じたため、契約額を増額するものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 議案第36号わかば保育園調理室等増築他大規模改修工事（建築主体工事）請負変更契約について、詳細説明を申し上げます。

本案の元となる契約は、令和4年第1回臨時会において議決を頂いているものでございます。

今回の変更の内容についてでございますが、契約の目的、工事場所、契約の相手方の変更はございませんが、契約金額につきまして、変更前契約額1億2,155万円から641万8,500円増額し、1億2,796万8,500円とするものでございます。

増額の理由でございますが、保育室等の床材を撤去したところ、土間コンクリートの著しい不陸、凸凹ですね。及び極端に厚みが不足している箇所があることが判明したため、新たに土間コンクリート工事を追加する必要があること。

また、防火ダンパーを設置するに当たり、既存換気設備機器が干渉するため、移設が必要となることが判明いたしましたので、その移設のための天井の一部の撤去・新設工事を追加する必要があることから契約額を増額するものでございます。

詳細説明につきましては、以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 以上で、説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑がある議員はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 近年、このような契約変更が物すごく多いような気がするんです。見積段階できちんとした支出というか、見積りというのはできないものなんですか。

個人住宅でも、後になってこうしてほしいと思っても、設計上にはないものについては、

増額すれば、借入れもいっぱいなので諦めざるを得ません。町の財政だからと簡単に増を認めることはいかなものかなと考えるんです。

実は、私は日曜日に、テレビでやります劇的ビフォーアフターというのをよく見せていただいております。

そのときでも、やはり、かなりその設計をされる方、担当される方については、多分こういうふうになっているだろう、こういうふうになっているからこういう、だから、これだけしか予算がありませんという、その予算の範囲内でしっかりと出した金額の中でされていると、それはテレビですので、ひょっとしたらもっと増額になったりとかするのが間ではあるのかもしれませんが。

まさかテレビで見る限りでは、確かに最初、予算があれば、それに伴って、増額するときには、ちゃんとこれだけ、こういう、剥いでみたらこうでしたから増額ができませんとかいふことをされているとは思うんです。

でも、本当に、これは町のものだから、見えないところであっても予想ができた問題じゃないかなというふうに思うんです。

わかば保育園が建設された当時というのは、やはり、その辺の、今のようなそういう、高度なと言ったらあれですけど、今の時代に合ったような工法というのは多分用いられていなかったと思いますし、これはある程度想定内のものじゃないかなというふうに思うんです。

だから、設計をする段階で、確かにここのわかば保育園については、非常に設計者が変更したりとかいろんなことがあって、急いで工事をしたいという思いは、私もよく分かるんです。

分かるんだけど、やはり工事をする上においては、その辺をきちんとある程度打診検査なり、いろんな検査なりをしっかりと、一部開いてみるという方法もあるんです。設計をする人は、必ずいろんなところを打診検査をしたりとか、いろんなことをしたりしていきながら、想定をしながらしっかりと設計をしていくんです。その上で工事高を決めていくわけなんです。

だから、非常にこういうリフォームだったり増改築であったりとかいうことになるのと、前にあったものの建物の状況というのは、ある程度シミュレーションをしていけるような業者でないとかかなり難しいということが、私は言えるんじゃないかなというふうに思うんです。これからはやっぱり設計会社もそういうところをしっかりと選んでいく必要もあると思うんです。

私は、今回の問題について、金額が高いとか低いとかという問題ではないんです。問題は、やはりこのことを事前に察知できなかったのか、見るができなかったのか、やっぱりそういうところを見ていかないと。

私は、非常に今まで議員を32年やってきておりますので、下水道のときも、例えば大きな石があったら、推進工法でやるには、これだけの石は砕けませんよとかいうのがあつ

て、1回失敗したんです。だから、2回目は推進工法でやるのはまずいんじゃないかという
ことで、2回目の推進工法を私は反対したんです、実は。

そのときに、議員全員で中央公民館のところも推進工法をやっているところ見に行った
ことがあるんです。そしたら、そのときに石が砕けなくて刃がやられましたと、それで
1億円パー、刃がやられて1億円です。

だから、次の時にやるときには、開削工事にしたほうがいいんじゃないかということ
を提案したら、ほかの議員も、そうだなということをおっしゃったんですけど、結局は推進工法
でやるということになって、またそのときに1億円パーです。

結局、高鍋町は大体石が多いということは当初に理解できたはずで、1か所をしてやっ
ているわけだから、また同じ過ちを繰り返すということが非常に大変なんです。

それで、わかば保育園の横、道路を隔てた向こう側、ちょうど、わかば保育園から真っ
すぐ見たところはもともと池だったんです、あそこ。だから、あそこは湿地帯ではないけ
ど、それに近い形の地形であったんです。だから、あそこが、わかば保育園を造ったとき
もそうだと思うんですが、やはり、その影響をかなり受けていたと私は想像できるんです。

だから、今、めいりん書店がありますけど、あそこの横は今道路になっていますけど、
あそこは水路だったんです。これは町長なんかは私よりずっと歴史を御存じだから、多分
そのことは御存じじゃないかなと思うんですけど、私は、やはりいろんな、議員になって
高鍋のことをちゃんと知らなきゃいけないということで、図書館にも随分、宮日新聞を見
に行ったりとか随分努力しました。全然知らないですから、高鍋の地形とか。

だから、そういう意味では、いろんな相談を受けるときに、やっぱり地形とか、状況と
かをしっかり自分の頭の中に叩き込んでおかないと、地域の皆さんの相談には乗れないと
いう部分があるんです。

だからこそ、わかば保育園についても、あそこは地面が本当に悪かったことは想定でき
るんです。だから、宮銀の住宅ができるとき、警察の官舎ができるときというのも、かな
り用心して建てたということをお聞きしております。

だから、そういうことを含めて、非常に、あそこは湿地帯ではないけれど、それに近い
形というのが非常に、私は当然あったはずなのに、それを歴史的な地形というのも考慮に
入れていなかったんじゃないかなということが非常に残念でならない部分もあるんです。

だから、やっぱり歴史をきちんと知っておく、そして地形をきちんと知っておけば、今
回のような増の案件をね、だから、いや分からなかったからすみません増額しますとい
うのでは、やっぱりちょっとお粗末かなと思わざるを得ない状況があると思うんですが、そ
れについてはどのような答弁が来るのか分かりませんが、それは分からなかったから仕
方がないわでは済まされない部分で、私は何回も何回も言っていると思うんです。

だから、何回も言っていると思うんですけど、やっぱり、増をするということは、契約
した後で増はないというぐらい、こっちが気合を入れてやっていかないと、予算というの
は限りがありますので、できれば始めた以上しょうがないわというふうに見切り発車みた

いなところふうを考えているのだったら、それは財政の運営上非常に厳しい状況があると思うんです。

600万円のお金だって住民の皆さんのお金です。それを全部これ補助金でやるわけでもない、どこでやるわけでもない、だから、その分だけ削っていくわけだから、ちゃんと住民の皆さんには要するに理論に合った説明をしていかないと、たまたま開けたらちょっと悪かったもんだからセメンを掘って600万円ですわと、そういうふうにはやっぱり言えない、住民の皆さんには、そんな簡単に言えない部分があると思うんです。

だから、それを住民の皆さんに説明できるような答弁をぜひお願いしたいなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 今回の設計変更に伴う契約の増額についてでございますが、今回に限らず、一般的に、設計をする段階におきまして、あらゆる事態を想定して調査等を行うのは当然のことだと考えております。

地質が悪い所に建物を造る、その防災センターを造ったときは、ボーリング調査を行って、ちゃんと下のほうの地下の地質も調査を行っております。

また、小学校の外壁改修を行う場合には、やぐらを組みまして、ハンマーの小さいやつがあるんですけども、それで壁面をたたいて、どこが悪いとかいうのを調査を行っております。私も現場のほうで調査に同席したことはございますけども、想定できる場合については、あらゆることを想定して、設計に生かしていくような形でやっております。

今回のわかば保育園の場合につきましては、実際床の下でございますので、保育園として使用している段階で、子どもたちがいるのに床を剥ぐわけにはまいりません。また、ずっと使っている状態ですので、1回剥いで、また床を直すというのも、それだけで100万円台の経費がかかりますので現実的ではございませんでしたので、下のコンクリートの不陸とか薄い部分については把握が困難なものだったということが言えると思います。

ですから、実際、保育園仮園舎に子どもたちが移って、そちらのほうで保育業務をやる中で、床をはぐって見たら、そういうような状況が判明したと。

また、防火ダクトにつきましては、部屋が幾つもございますので、火災の際に自動的に閉じて、煙とか延焼を防止する装置でございますけども、これをつける際には、実際に天井をはぐってみないと分からない部分があったということでございますので、今後も設計する際にはあらゆる可能性を考えた上で、できるだけ変更がないように設計をしなければならないとは考えておりますが、今回の変更につきましては、実際現地を確認できなかったということで、変更せざるを得なかったということでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はございませんか。15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 確認なんですけど、641万8,500円追加されたと思うんで

すが、今後、コンクリートの厚み、不陸整正でちょっとガタガタが来てしもうたと。それを何センチ打つのかというのと、平米数的には何平米ぐらい打たれるのかというのと、あと、防火ダンパーを動かすのに、消防法の消防許可は受けているのかというのを確認いたします。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

皆さんにお知らせします。ちょうど1時間たっておりますので、10分休憩とします。再開を11時10分といたします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 土間コンクリートの新設についてですけれども、コンクリートの厚さが12センチ、面積は325.3平方メートルになります。

あと、防火ダンパーの件についてでございますが、防火ダンパーの設置については建築基準法で定められておまして、内容的には建物がもし火災になった場合に、どこまでも燃え広がるのを防ぐため、内部を防火区画に分け、その境界に耐火性能を持たせる防火ダンパーを設置するものということで定められておりますので、そちらに基づいて設置するものでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） そしたら、大体今の課長の答弁で分かったんですが、建築基準法を基にして、もちろん消防検査があると思うんです。その場所となると、やっぱり図面と消防署と多分打ち合わせは済んでいますよね。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 先ほど説明しましたとおり、建築基準法上設置が定められたものでございますので、消防等との協議については特に行っておりません。

○議長（緒方 直樹） 15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） そしたら、設置した後にまた消防の検査のときに合格するという形でとっておられるのですね。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） ようこそ3回目を残していたなと思うんですが、今お聞きしたら、例えば、今どきの設計は、例えば何かファイバースコープみたいなのでちゃんと見たり、床下を見たりとか、何か家具があるところを一部剥いで打診検査をしたりとか、そして、もう一つは、そこまでするかどうかは別として、レントゲンみたいなのを撮るんだそうですね。

だから、私、ちゃんとそれをやっている、確かに設計単価も上がったでしょうし、そういう器具を使ってされるのであれば、多分設計単価も上がったと思うんです。そして、工事費用の単価も上がったろうとは推測できるんです。

だけど、これは後になってするよりも、やっぱり最初からこういうことが予想されていますよということでしたほうがよほどいいと思いますし、これからの公共工事の在り方というところで、非常に私は、そういう現代的ないろんなものを使ったりしながら、やっぱり増改築する場合にはきちんとやっていかないといけないという部分があるんじゃないかなと思うんですけど、そのことについて町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 今回の件は、担当課、担当の者が慎重に設計の方と検討して予算化したものであるかと思います。

ただ、私も新築、改修、改築、いろいろ携わってきましたけども、特に改修等工事については、いろんなことが出てくるのは想定できることだと思いますので、用途変更があることは多々ございます。

また、平らな床が張ってあって、その下が凸凹があるとはなかなか想定しづらい、同じように平らであろうという、そういうことがあったのではないかと想定できるんですね。

予想外のことがあったということで、正しい、また立派な、長年今後使う上では必要な改修部分の補正であるというふうに受け止めているところでございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第36号わかば保育園調理室等増築他大規模改修工事（建築主体工事）請負変更契約について、反対の立場で討論を行います。

今までも契約の変更は何件かございました。そのたびにいろんなその理由を聞いても、なかなか的を射た答弁が返ってこなかったのは事実でございます。私は、予測できる事柄は、全て予測して、いろんな改修だったり建築工事をしたりするという事は、公の自治体の仕事の務めではないかなというふうに思います。

美術館建設のときも、本当にあそこにくい打ちをするとき、くいがスルスルと入って近所の方が笑っておられました。あんなことをしてからと、近所の方は、あそこの地盤が緩いことを御存じです。やはり、そのことを知っておられる専門家の方も随分いらっしやると思います。

そして、そのことを設計にしっかりと反映させていく、確かに設計単価は上がるかもしれませんが、工事費も上がる可能性もあります。しかし、安全で安心な建物をしっかりと確保していく、そのことは特にわかば保育園という立場上、子どもたちがこれから先、安全

で安心して過ごせる快適な園舎ということを考えてときに、私たちは、このようなことが二度とあってはいけないと思います。

今度の請負金額の増によって、確かに町長がおっしゃるように安全で安心なものに変わるかもしれません。ということは、前の設計で請負工事金額であれば、安全で安心なものは確保できなかったということにもなります。

そのことから考えて、私は、当初から子どもの安全と安心をしっかりと確保していくことが自治体の務めだと思っておりますので、この請負契約の増には反対をしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで、討論を終わります。

これから議案第36号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立多数と認めます。したがって、議案第36号わかば保育園調理室等増築他大規模改修工事（建築主体工事）請負変更契約については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第37号

○議長（緒方 直樹） 日程第8、議案第37号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第37号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ47万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ99億9,449万5,000円とするものでございます。

補正の内容は、老人福祉館の空調機が故障したため、新たに購入しようとするものでございます。

歳入につきましては、財政調整基金繰入金でございます。併せまして、わかば保育園厨房機器等のリースの債務負担行為の設定を行うものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 議案第37号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）について、詳細説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、老人福祉館の空調機器が故障しましたが、約20年間使用した空調機器であり、古くて修理をすることができませんでしたので、新たな空調機器を購入するものでございます。

なお、財源につきましては、財政調整基金繰入金でございます。

また、わかば保育園厨房機器等を5年間のリースにより導入する予定でございますので、債務負担行為の設定を行うものでございます。

詳細説明は、以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 以上で、説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） エアコンの能力についてお伺いをいたします。

今日日のエアコンはすごく能力が高くなっておりますが、エアコン能力について、この福祉館で使うのには十分足りているのか、また、従来に対して省エネの効果は何%ぐらい上がるのか、また、耐用年数は何年ぐらいになるかお聞きします。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

.....
午前11時34分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 今回設置予定のエアコンの容量的なものわけですけども、冷房が7.1キロワット、暖房が8キロワットということで、耐用年数については13年ということになります。

省エネの関係ですけども、前の機種が相当古くて何年式のものかはっきり分からないんですけども、ということで、ちょっと前との比較というのはなかなか難しい状況にあります。

今回設置の機種につきましては、R32、フロンラベルAという性能のもので、地球温暖化係数が低い新冷媒R32に対応の排出抑制法に基づく地球温暖化への影響度について定められた2018年度地球温暖化係数GWPの目標値750を上回らないことへの達成度を表したフロンラベルAという一つのもので、省エネには対応した機種であります。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 債務負担行為について、なぜ令和5年からの分を今債務負担行為をするのか、その理由を明確に述べていただきたいと思います。

例えば、物価高騰に付け込んで、来年になると2割、3割増しになりますよとか、リース会社及び製造会社などは、この機に乗じて利益を出したいとの思いが強くて、そういうアピールをしている会社が多いと聞いております。だから、令和5年度からの分であれば、

何も今じゃなくて、12月でもよかったかなと思わないでもないですが、その理由をきちんと説明してください。

それから、先ほどエアコンのことをちょっと質疑がありましたので、私は、当初から確認をされていなかったのかどうか、古いということでしたので、古いことは確認をされていたと思うんですね。

だから途中で駄目になるかもしれないという予測はしていたと思うんですが、やはり、耐用年数を過ぎたもので、私も無関心なんですけど、やはり、自治体のものであれば、ある程度メンテナンスとかいろんな耐用年数のものについてもしっかりとしていかないと、このような急に予算を出さなきゃいけない状況になってくるんじゃないかなと思うんですが、それについての考え方はどうでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 債務負担行為についての御質問でございますが、令和5年度からとしておりますのは、当初予算で本年度予算は計上しておりましたので、契約自体は4年度からになります。ただし、債務負担行為は5年度からということになります。以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 今、財政経営課長のほうから答弁がございましたが、本年度の当初予算で予算計上はしておるんですけど、債務負担行為の設定をしていなかったというのが実情でございまして。

今回、債務負担行為の設定が必要になった理由といたしましては、わかば保育園の大規模改修工事を行っている際に、機械設備の工事の業者のほうから、厨房機器の型式を決めないと地下配管等の段取りがなかなかうまくできないというようなことで、今回工事の変更がございましたので、併せて債務負担行為の設定もさせていただいたところでございます。

それから、エアコンについてなんですけれども、実は、今回エアコンを設置する場所というのが、老人福祉館の前、介護機器展示に使った部屋なんですけれども、あちらのほうに昨年度末、シルバー人材センターのほうに引っ越ししまして、今回、エアコンについては当初予算を組む段階で間に合わなかったというのが実情でございまして、こちらについても、エアコン設置ですので、夏場の暑さをしのぐのに少しでも早く設置したいということがございましたので、今回補正予算で計上させていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） エアコンの設置をシルバー人材センターだと見ておりましたので、そういうふうに予測しておりましたので、なぜ今回きちんとシルバー人材センターをあそこに、介護機器があそこは展示してあったんですよね。だから、そういう介護を要する人たちが入る部屋としてあそこはあったわけです。

だから、私たちも社会福祉協議会に行ったんですけども、そのときに私、以前に、シルバー人材センターの方から、あそこを介護のあれにしてあるもんだから、つまづいたりとか、いろんな使い勝手が物すごく悪いということを知っていました。

だから、そのことも併せてひょっとしたら、私、工事が出されているんじゃないかなというふうに思ったもんだから、でも工事は出されていないということなんですけど、あそこをどういうふうにされていくつもりなのか、そのところをちょっと、今回で聞くべきではないかもしれない案件なんですけれども、やはり、シルバー人材センターということは、お仕事をなさる方が入られるわけですね。

それと、やはりあの机の在り方が物すごく不便だと私、見て取ったんですけど、そういう意見があることを、できれば頭の中に入れておいてほしいなというふうに思ったので質疑をしました。すみません。答弁はよろしいです。考えていらっしゃるなら答弁を下さい。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 考えているかと言われたら、今の段階ではまだ考えてはいないんですけども、今年の2月にあちらにシルバーの事務室を引っ越ししました。

それで、今後、いつまであそこを利用されるかということもまだ不確定な部分ではございますが、またその辺の状況とシルバー人材センターの職員とか会員のお話等も伺いながら、今後長期的に、さっき、使用されるというようなことであれば、また検討をしていく必要があるのかなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。議案第37号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）に対し、賛成の立場で討論を行います。

今回のエアコンの修理の問題、そして、いろんな問題について、私は非常に危惧していることは1つだけなんです。それは、社会福祉協議会やシルバー人材センターが今のところから、やはりあの老人福祉館を使うというところに大きな問題が起因しているのではないかなというふうに思っております。

私が大きな問題だと思っている一番大きな理由は、どちらも建物的には古い、社会福祉協議会をどうにかしなければならぬという思いはあっても、建て替えるお金はない。

そういうことを考えたときに、じゃあどうしたらいいのか、中長期的な立場から、しっかりと社会福祉協議会の在り方、シルバー人材センターの在り方、ここをしっかりと考えていただく必要があると思っていますけれども、現段階ではどうしようもない状況があるとは理解はできます。

しかし、やはりこのことを全面的に捉えていって、やはり町長以下皆さんでお話を重ねていただいて、高鍋町の福祉をどうしていくのか、その拠点をどうするのかというところをもっとしっかり考えていただきたいということを要望して、賛成の討論といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで、討論を終わります。

これから議案第37号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第37号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

○議長（緒方 直樹） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで、令和4年第2回高鍋町議会臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時45分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員